

③給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名	研修会名、実施団体	受講年月日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
		年 月 日
上記の内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）		
<input type="checkbox"/> 可 . <input type="checkbox"/> 不可		

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等をしてください。

※「業者説明会（水道部主催）」（毎年2月～3月開催）についても記載してください。

また、他都市の水道関連部署の説明会、講習会の受講については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付したうえで記載してください。

④過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況水道法施行規則

第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の以上を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しない。

(これ以下、記入不要)

※工事を施工しない場合はチェック欄にレ点を記入してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工する。

(下表に記入してください。)

技能を有する者の 氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか (○×を記入)		工事 年度
			保有している資格等※	
上記の内容の公表の可否 (公表には、ホームページ等への掲載を含みます。)				
<input type="checkbox"/> 可 • <input type="checkbox"/> 不可				

※保有している資格とは・・・①職業能力開発促進法第44条に規定する配管技能士、②職業能力開発促進法第24条に規定する職業訓練校の配管科の過程修了者、③公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能に係る検定会の合格者